

日進中学校 P T A 規約

名称及び事務局

第1条 本会は、日進中学校 P T A と称し、事務局を日進中学校に置く。

目 的

第2条 本会は、会員相互の理解を深め、教育的環境の向上と生徒の健全育成を図ることを目的とする。

事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の理解と親睦を図る事業。
- (2) 会員個々の素養の涵養を図る事業。
- (3) 生徒の教育環境の向上を図る事業。
- (4) 学校と家庭、地域社会との連携を図り、生徒の活動を支援する事業。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

組 織

第4条 本会は、日進中学校に在学する生徒の保護者並びに日進中学校の教職員をもって組織する。

役 員・委 員

第5条 本会に次の役員・委員を置く。

- (1) 会 長(1名)本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長(2名)会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
うち1名は母親代表とする。
- (3) 書 記(2名)庶務事項を分掌する。うち1名は教員とする。
- (4) 会 計(2名)会計事務を分掌する。うち1名は教員とする。
- (5) 委 員 常置委員会に所属し、活動する。

第6条 本会の役員は、次の方法により選出する。
役員は、運営委員会が候補者を選考し、幹事会において選出し、総会の承認を得る。

第7条 役員任期は、1か年とする。ただし、再任を妨げない。
補充役員は、前任者の残任期間とする。

監 査

第8条 本会に監査(2名)を置き、業務並びに会計を監査する。
監査委員は各会議に出席し、監査を行なうことができる。

顧 問

第9条 本会に顧問を置く。
顧問は、校長があたり、学校管理並びに教育上必要な意見を述べる。

会 議

- 第10条** 本会は、次の会議を開く。
- (1) 総 会 会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。毎年1回4月中に開催し、運営方針・規約の改正・事業報告・事業計画・会計決算・会計予算等を議決する。必要に応じ臨時に開くことができる。ただし、やむを得ざる場合は、幹事会または運営委員会をもってすることができる。
 - (2) 幹 事 会 役員と委員で構成する。毎年2回4月と3月に開催し、総会に提案する議案を審議し、議決することができる。
 - (3) 運営委員会 役員と常置委員会の委員長で構成する。定例的に開催し、総会に提案する議決を審議し、議決することができる。また、常置委員会の連絡調整にあたる。
- 第11条** 会議は、原則として構成員の過半数をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。

常 置 委 員 会

- 第12条** 本会の事業を遂行するため、次の常置委員会を置く。
- (1) 研修委員会
 - (2) 厚生委員会
 - (3) 安全委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) 地区委員会
- 第13条** その他会長が必要と認めた場合は、運営委員会に諮り、特別の委員会を設けることができる。

会 計

- 第14条** この会の会員は、会費を納めるものとする。
- (1) 会費は1世帯あたり月額100円とし、前後期で分納する。
 - (2) 本会の経費は、会費及び補助金をもってあてる。
 - (3) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

細 目

- 第15条** この会の運営に関し必要な細目は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

改 正

- 第16条** この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも2週間前に全会員に知らせておかなければならない。

《附 則》

本規約は、昭和56年4月1日より実施する。
本規約は、平成8年4月25日より実施する。(一部改正)
本規約は、平成11年4月27日より実施する。(一部改正)

本規約は、平成13年4月21日より実施する。(全面改正)

本規約は、平成19年4月1日より実施する。(一部改正)

《細 則》

常置委員会

第1条 委員は、会員の互選により、地区ごとに若干名を選出し、会長が委嘱する。

第2条 各委員会の委員長は、各委員の互選によって選出され、会長が委嘱する。

第3条 研修委員会は、次の活動を行う。

(1) 会員の研修に関する活動を行う。

(2) 各研修会への積極的な参加に努める。

第4条 厚生委員会は、次の活動を行う。

(1) 会員、生徒の福利厚生に関する活動を行う。

(2) 学校行事等への支援を行う。

第5条 安全委員会は、生徒の校外安全指導に関する活動を行う。

第6条 広報委員会は、この会の会員に対し、また必要に応じ、その地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の集約等に関する活動を行う。

第7条 地区委員会は、次の活動を行う。

(1) 地区のつながりを深めるための活動を行う。

(2) 安全委員と協力し生徒の校外安全指導に関する活動を行う。

改 正

第8条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会の少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

《附 則》

本細則は、平成19年4月1日より実施する。(一部改正)